

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県久喜市桜田五丁目18番9号
氏名 株式会社丸栄
代表取締役 諏訪 丈晴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和4年7月7日

許可の有効年月日 令和9年3月24日

1. 事業の範囲

中間処理

破砕：廃プラスチック類、紙くず（他品目に付着したものに限る。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類（工作物の除去に伴うレンガ及びコンクリートくずに限る。） 以上6種類
圧縮：廃プラスチック類、紙くず（再生利用可能なものに限る。）、金属くず 以上3種類
切断：廃プラスチック類、紙くず（ロール紙に限る。）、木くず、金属くず 以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県久喜市桜田五丁目18番9 以上1筆（面積13,200.02㎡）

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成4年3月25日	指令環整第1039号	新規許可
平成27年7月2日	—	変更届（保管面積の拡大・縮小及び保管上限の増大）
平成28年7月6日	指令産廃第372-1号	変更許可（2種類の追加、切断の追加及び圧縮施設処理能力の増大）
令和元年5月31日	—	変更届（保管施設の廃止）
令和4年7月7日	指令東環第127-17号	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無